平成２８年（フ）第４９号
千葉県長生郡白子町牛込494番地
債務者　高橋　妙子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
千葉県勝浦市墨名595番地１　サンフラワー勝浦205号
債務者　丸山　孝隆
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
千葉県君津市怒田152番地
債務者　鈴木　輝彦
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１３２号
神奈川県川崎市川崎区本町２丁目10番地17シティマンション903、申立時の住所千葉県君津市中野３丁目７番14号　101
債務者　三澤　祐介
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第９０号
長野県上田市小泉766番地　フレグランスこいずみＢ103号
債務者　平塚　久志
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第２６９号
岐阜県羽島市小熊町島３丁目49番地（メゾンドレスポワール201号室）
債務者　横山　雅人
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３３８号
岐阜市中鶉３丁目70番地１
債務者　川瀬しげ子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１６１０号
名古屋市緑区神の倉１丁目197番地　モリタハイツ102号
債務者　髙田　成美（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４６号
三重県鈴鹿市末広北２－２－３　コータコートＷ　Ｂ201号、住民票上の住所三重県亀山市阿野田町1717番地
債務者　宮口セルジオ繁満（ＭＩＹＡＧＵＣＨＩ　ＳＥＲＧＩＯ　ＳＨＩＧＵＥＭＩＴＳＵ）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２４７号
大津市大萱６丁目11番７号101、前住所大津市大将軍２丁目３番５―210号
債務者　阪本　好香（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６４号
滋賀県野洲市吉川2888番地
債務者　辻　　敏子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８０号
滋賀県守山市今浜町2620番地99　琵琶湖アーバンリゾートＩ番館1303号
債務者　ｏｆｆｉｃｅ宴こと　瀧口　文博
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８５号
滋賀県湖南市水戸町15番地37、前住所滋賀県湖南市若竹町15番地13
債務者　竹下　秀一
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９４号
滋賀県守山市古高町237番地　アゼリア古高311号
債務者　竹内　　修
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０号
京都府南丹市八木町諸畑西コウ５番地１、前住所京都府亀岡市曽我部町南条竹谷１番地81
債務者　松本　隆雄
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
京都府亀岡市大井町並河２丁目16番６号　グリーンハイツＩ220号
債務者　西村　　勲
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第６９７号
広島市安佐南区西原８丁目13番26―４号
債務者　山下　直樹
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部